

南相馬市農村公園設置条例等の一部改正の概要

1 趣旨

本市では、農村地域住民の健康増進及び福祉の向上を図るため、農村公園を設置してきた。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う津波の影響により、農村公園のうち小高区及び鹿島区の沿岸部に位置する「浦尻農村公園」及び「南海老農村公園」が被災を受け、公園の機能が全て流出した。

被災を受けた農村公園については、土地利用計画を踏まえ、農村公園としての活用が見込まれないことから、南相馬市農村公園設置条例等の一部を改正し、「浦尻農村公園」及び「南海老農村公園」の設置を廃止するもの。

2 浦尻農村公園[小高区]

(1) 位置

南相馬市小高区浦尻字町 114 番地の 2

※別紙「資料 2—1」のとおり

(2) 今後の土地利用計画

福島県が防災林及び防潮堤として活用予定（当該地域は災害危険区域に指定されており、居住が制限されている。）

(3) 浦尻行政区との調整結果

浦尻行政区内において、「浦尻貝塚史跡公園」の整備計画があり、「浦尻農村公園」に類した施設の設置計画が検討されており、農村公園の整備についての要望はないとのこと。

(4) 廃止の考え方

「浦尻貝塚史跡公園」の整備により、代替えが可能であることから、農村公園の活用需要が見込まれないため、「浦尻農村公園」の設置を廃止する。

3 南海老農村公園[鹿島区]

(1) 位置

南相馬市鹿島区南海老字中谷地 89 番地

※別紙「資料 2—2」のとおり

(2) 今後の土地利用計画

福島県が防災林の用地として活用予定（当該地域は災害危険区域に指定されており、居住が制限されている。）

(3) 南海老行政区との調整結果

これまで南海老行政区で「南海老農村公園」の維持管理を行っていたが、住民の減少とともに維持管理を行うことが困難であるため、農村公園の整備について要望はないとのこと。

(4) 廃止の考え方

南海老行政区では、住民の減少とともに維持管理を行うことが困難であることから、農村公園の活用需要が見込まれないため、「南海老農村公園」の設置を廃止する。

4 南相馬市農村公園設置条例等の改正内容

(1) 南相馬市農村公園設置条例の改正内容

上記2及び3を踏まえ、別紙「資料3」のとおり改正するもの。

(2) 南相馬市農村公園管理規則の改正内容

「浦尻農村公園」及び「南海老農村公園」を廃止することにより、市内の農村公園は全て鹿島区に位置することとなるため、別紙「資料4」のとおり改正するもの。